

菰野町公告 第プ1号

下記の事業について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和8年1月5日

菰野町長 諸岡高幸

1. 事業名

菰野町保健福祉センター軽飲食提供事業者募集

2. 事業場所

菰野町大字潤田地内（菰野町保健福祉センター内）

3. 事業概要

プロポーザル募集要領のとおり。

4. 使用期間

プロポーザル募集要領のとおり。

5. 応募条件

（1）応募者

応募者は、次のとおりとする。

- ① 応募者は、地域福祉の推進に理解と関心を有し、事業活動を通じて福祉の向上に寄与できる事業者とする。
- ② 県内に本店、営業所等を有する法人又は町内に居住する個人とする。
- ③ 応募者は、本プロポーザルに必要な諸手続きを行うほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び菰野町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第22号）第6条の規定に基づく使用許可申請等に係る諸手続きを行う。

（2）応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

- ① 経営基盤が安定しており、長期にわたり出店が可能であること。
- ② 過去又は現在において、飲食店等飲食に関する営業実績、経験を有すること。
- ③ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有し、本事業においても必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- ④ 過去3年間以内（令和7年12月1日現在）において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをして

いる者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。

- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びこれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨ 風俗営業等の規定及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営むものでないこと。
- ⑩ プロポーザル応募申込書等により本プロポーザルの内容を充分に遂行できると認められる者

6. プロポーザル参加申込みの手続き等

プロポーザル募集要領のとおり。

7. その他

- (1) 本プロポーザルに参加するために必要な資格の無い者のした提案又は本プロポーザルに関する条件に違反した提案は、無効とする。
- (2) 提出書類の金額、印影若しくは重要な文字の誤脱、識別しがたい提案又は金額を訂正した書類を提出したときは、無効とする。
- (3) 応募者が営業開始までに本プロポーザルの条件を満たさなくなったときは、営業できない。
- (4) 本公告のほか、関係法令及びプロポーザル募集要領により行う。